

平成 26 年 3 月吉日

お客様各位

株式会社ジェイネット

消費税率の改訂について（ご案内）

謹啓

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既に報道されておりますとおり、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正され、本年 4 月より消費税率が 5%から 8%に引き上げられることとなりました。

弊社各種業務の内、確認検査業務を除く以下の業務につきましても、これまでの 5%から 8%の消費税等（消費税及び地方消費税）が課税されることとなります。

消費税法改正の趣旨から、弊社はお客様からお預かりした消費税等を代行して納税する立場にありますので、ご賢察を賜り、適正なお預かりについて、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

弊社におきましては、これまで以上に法令遵守を徹底し、かつ、スピーディで的確な業務を心がけていく所存でございますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

○料金改定となる業務

- ・ 住宅性能評価業務
- ・ 適合証明業務（フラット 35）
- ・ 長期優良住宅技術的審査業務
- ・ 住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務（省エネラベル）
- ・ 住宅性能証明業務